

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社アサンテ			コード	6073
提出日	2021/5/27	異動（予定）日	2021/6/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	堂垣内 重晴	社外取締役	○							△								有
2	名取 俊也	社外取締役	○													○	新任	有
3	田中 道昭	社外取締役	○							△							新任	有
4	犬飼 由喜夫	社外監査役	○										△					有
5	櫛田 泰彦	社外監査役	○										△					有
6	黒澤 誠一	社外監査役	○										△					有
7	高野 慎一	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	堂垣内氏は、当社の特定関係事業者である株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	堂垣内氏は、経営に関して豊富な経験と営業面における幅広い知識を有しており、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。
2		名取氏は、検事及び弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業法務の専門家として当社の経営全般に対する有益な助言や、コーポレート・ガバナンスの強化に貢献していただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。
3	田中氏は、当社の特定関係事業者である株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	田中氏は、複数の金融機関の主要ポストを歴任後、コンサルティング会社代表取締役のほか、大学のビジネススクール教授を務めており、経営に関する豊富な経験と専門的な知識を有しており、こうした高度な知見に基づき、当社経営の適切な監督を行なっていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外取締役として選任し、独立役員に指定するものであります。
4	犬飼氏は、当社取引先の株式会社シミズ・ビルライフケアの親会社である清水建設株式会社に勤務しておりましたが、平成23年6月に退職しておりますので、その関係が、同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	犬飼氏は、上場企業における企画部門や工務部門の責任者を歴任した経験を通じて培った幅広い企業経営全般の見識を当社監査に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
5	櫛田氏は、法律専門家であり、当社の取引先でありましたが、取引関係は10年以上前に解消しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	櫛田氏は、弁護士として、法務に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
6	黒澤氏は、当社取引先である新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）の代表社員を務めておりましたが、平成22年6月に退職しておりますので、その関係が同氏の独立性に影響を与えるおそれはありません。	黒澤氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。
7		高野氏は、企業経営に携わった豊富な経験と、幅広い知識を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 当社とは、人的関係、資本関係またはその他取引関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、社外監査役として選任し、独立役員に指定するものであります。

4. 補足説明

《独立性判断基準》
当社は、当社における社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、いずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断しております。
(1)当社もしくは子会社の業務執行者
(2)当社直近事業年度の年間売上高の２％を超える取引先の業務執行者
(3)当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の２％を超える取引先の業務執行者
(4)当社から年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体に所属する者）
(5)直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借入先の業務執行者
(6)過去10年間に於いて、上記(1)から(5)のいずれかに該当していた者
(7)上記(1)から(5)のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族
(8)当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上を保有する者）またはその業務執行者
(9)当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者）
(10)独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。